

口蹄疫の疑似患畜について

悪性の家畜伝染病である「口蹄疫」の疑似患畜が宮崎県において確認された。

1 発生場所

宮崎県宮崎市富吉に所在する肉用牛肥育農家（飼養頭数10頭）

2 確認の経過

(1) 3月12日、家畜の所有者からの依頼により、民間開業獣医師が当該肥育牛を診察したところ、1頭の肥育牛に発熱、食欲不振、発咳などの症状を確認。

(2) その後、当該獣医師は、風邪様の症状を踏まえ、通常の診療を実施してきたが、他の同居牛にも食欲不振、鼻腔内のびらんなどの症状が伝播していったことから、口蹄疫を疑い、21日に宮崎家畜保健衛生所に通報。同日に宮崎県畜産課を通じて通報を受けた農林水産省畜産局衛生課は、同畜産課に対して、動物の隔離、施設の消毒等の措置の実施を指示するとともに、農林水産省家畜衛生試験場に病性鑑定材料を送付することを指示。

(3) 22日、家畜衛生試験場で、口蹄疫ウイルスの存在の有無を確認するため、通常行われるELISA検査及びCF検査を実施したところ、陰性の結果。

(4) しかしながら、念のため併行して実施していたPCR検査結果が23日に判明したところ、ウイルスの存在を完全に否定できなかった。

このため、24日朝、国の専門家を現地に派遣して再度検査材料を採取した。

(5) また、別途、23日から実施していた血清検査において口蹄疫ウイルスの抗体が検出された。一方、24日から25日に再度実施したPCR検査ではウイルスの存在そのものは確認されなかった。

以上の結果から「口蹄疫」の疑似患畜と診断するに至った。

3 当面の措置

家畜伝染病予防法及びそれに基づく防疫要領に基づき、

- (1) 発生農場において、飼養牛全頭を殺処分、畜舎の消毒、汚染物品の焼却等を実施。
- (2) 発生農場の周囲に移動制限地域を設定し、当該地域内の家畜の移動禁止、家畜市場の閉鎖等を実施。
- (3) 周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施。
(現在のところ、他に発生農場と同様の異常は認められない。)
- (4) 現地家畜保健衛生所、宮崎県庁及び農林水産省畜産局衛生課にそれぞれ「口蹄疫防疫対策本部」を設置。
- (5) 関係機関への協力を依頼
- (6) 本日、畜産局衛生課及び家畜衛生試験場から専門家それぞれ1名を現地に派遣。

4 その他

本病は人に感染することはないため、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はない。

また、我が国において発生が確認された場合は1908年以降となる。

今後、報道機関の皆様には、発生状況や防疫対策の進捗状況について、適時適切に情報提供に努めることとしますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願い致します。

| |
|------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 内線：4623 直通：3591-6584 担当：吉村、小倉、筒井 |
|------------------------------------------------------------|

(参考1)

口蹄疫とは

1. 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (*Picornaviridae Aphthovirus*)

2. 感受性動物

牛, 水牛, めん羊, 山羊, 豚, しか, いのしし

3. 症状

突然40～41℃の発熱, 元氣消失に陥ると同時に多量の流涎^{りゅうえん} (よだれ) がみられ, 口, 蹄, 乳頭等に水泡を形成し, 食欲不振, 跛行 (足をひきずる) を呈する。

4. 潜伏期間

牛では2～14日

5. 伝播様式

感染動物との接触 (飛沫感染)、感染動物の生産物、汚染物品により伝播

6. 発生状況

(1) 国内

最終発生年: 1908年 (明治41年)

(2) 外国

アジア, アフリカ, 南米 他

7. 診断法

(1) 血清学的検査により抗体の確認を行う。

(2) 水泡材料からのウイルス分離を行う。

8. 予防法

不活化ワクチンが用いられているが, 現在は発症牛の淘汰による清浄化の推進が中心となりつつある。

我が国では厳重な検疫を実施 (発生国からの畜産物等の輸入禁止措置等) している。

9. 治療法

(1) なし。

(2) 発生した場合は, 家畜伝染病予防法に基づき, まん延防止のため家畜の所有者によると殺の対象とされている。

(参考 2)

1. 検査法について

(1) ELISA 法とは

抗原（病原体：ウイルス等）と動物の体内で作られる免疫抗体が結合しあう性質を利用して、抗体に結合した抗原に特殊な酵素を結合させ、判定溶液を酵素により発色させるという検査法。簡便で、微量な抗原を検出可能であり、短時間で判定できるという特徴がある。

(2) CF 法とは

抗原（病原体）と動物の体内で作られる抗体が結合する際に、血清中に存在する補体（抗原と抗体の反応を補完する血中タンパク質）が使われることを利用した検査法で、補体の消費量を指標とする（補体の消費量は抗原の量に比例する）。

(3) PCR 法とは

遺伝子レベルで病原体を特定する手法で、ごく微量の DNA を数時間のうちに数百万倍にも増幅させることによって、検査材料中の病原体 DNA の存在を検知する方法。ごく微量の病原体から検知することができ、短時間で診断できるという特徴がある。

2. 「移動制限地域」について

口蹄疫などの海外悪性伝染病が国内に発生した場合、家畜伝染病予防法第32条及び第33条に基づき、家畜の伝染病が広がるおそれのある家畜、物品の移動により伝染病がまん延することを防ぐため、これらの移動を規制することができる。

(1) 発生地を中心としておおむね半径20km以内の地域

- ・ 生きた牛、水牛、豚、めん羊、山羊の移動禁止
- ・ 地域内のと畜場、家畜市場の閉鎖
- ・ 伝染病の病原体に汚染したおそれのある物品の移動禁止

(2) 発生地を中心としておおむね半径50km以内の地域

- ・ 生きた牛、水牛、豚、めん羊、山羊の当該地域外への移動禁止
- ・ と畜用以外の家畜市場の開催中止

平成12年3月27日
畜産局衛生課

口蹄疫の疑似患畜について（続報）

1 疑似患畜確認県及び隣接県での対応状況

(1) 宮崎県

- ① 25日13時、口蹄疫防疫対策本部の設置。
- ② 25日14時から疑似患畜発生農場を中心として半径50mの地域の通行遮断、同半径20kmの地域（12市町村）の移動制限及び同半径50kmの地域（20市町村）の搬出制限（当分の間）を警察と協力して実施。
- ③ 同日14時から6家畜市場の閉鎖を実施。
- ④ 26日12時30分、疑似患畜の殺処分が終了（近隣の2戸3頭全頭については、自衛的に殺処分。）。
- ⑤ 同日17時30分、殺処分疑似患畜の埋却、消毒等の終了をもって、通行遮断を解除。

(2) 熊本県

- ① 25日14時から搬出制限（6町村）を実施。
- ② 同日14時から1家畜市場の閉鎖を実施。
- ③ 同日15時30分、口蹄疫防疫現地対策本部の設置。
- ④ 同日16時から搬出制限地域内の農家への立入検査を実施（同日終了）。

(3) 鹿児島県

- ① 25日13時に口蹄疫防疫対策本部の設置。
- ② 同日18時から搬出制限（6町）を実施。

2 その他の都道府県での対応状況

26日、農林水産省畜産局衛生課から次の実施を指示。

- (1) 農家、診療獣医師への注意喚起、
- (2) 類似症状の見られる農家への立入検査、
- (3) 移動制限地域から最近牛を導入した農家の確認

問い合わせ先
畜産局衛生課
内線：4628
直通：3591-6584
担当：吉村、小倉、筒井

平成12年3月27日
畜産局

韓国からの牛肉、豚肉等の輸入停止について

- 1 3月27日午前、農林水産省畜産局は、韓国において水疱性疾病が発生したとの情報を得たため、直ちに、在日韓国大使館及び韓国農林部に照会したところ、口蹄疫の可能性は完全には否定されなかった。
- 2 このため、3月27日午後、韓国政府が今回発生した疾病が口蹄疫でないことを明確にし、これが確認できるまでの当面の間、農林水産省動物検疫所は韓国から輸入される牛肉、豚肉等について輸入検疫証明書の発行を停止することとした。

問い合わせ先

畜産局衛生課

内線：4615

直通：3591-6584

担当：筒井、守永

平成12年3月27日
畜産局

台湾から輸入される稲ワラの検疫強化について

- 1 台湾から輸入される稲ワラについては、平成10年7月以降、台湾において一定の処理をなされたものについて、我が国到着時の消毒を免除してきた。
- 2 一方、本年3月25日に宮崎県で摘発された口蹄疫の疑似患畜については、これまでその発生原因は特定されておらず、台湾から輸入された稲ワラが原因であることも完全には否定されていない状況にある。
- 3 このため、今回の口蹄疫の疑似患畜と台湾産稲ワラの因果関係が明確に否定されるまでの間、台湾から輸入される稲ワラについては、輸入時の消毒を実施することとした。

問い合わせ先
畜産局衛生課
内線：4629
直通：3591-6584
担当：守永、筒井

平成12年3月29日
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第5報）

1 平成12年3月26日以降28日までに、口蹄疫の患畜・疑似患畜の発生はない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

28日までに、導入元、診療獣医師の立ち回り農家等の疫学関連農場及び疑似患畜確認農場の周辺農家55戸を含む104戸について、立入検査及び血清サーベイランス調査（臨床検査及びサンプリング）を実施（いずれも異常なし）。引き続き監視を続行。なお、導入元農家については2回目の検査完了。県は汚染地域、警戒地域を中心に共済獣医師の協力も得ながら異常の有無の確認を推進中。これまで異常の報告なし。

(2) 熊本県

28日まで警戒地域の牛の飼養農家全戸を含む661戸の立入検査を実施（異常なし）。29日より血清サーベイランス調査を開始。これに先立ち生産者等への説明会等を実施。

(3) 鹿児島県

28日までに全県的な立入検査、民間獣医師の調査を実施中（いずれも異常なし）。特に、警戒地域については、各農場における消毒等の防疫対策の啓発のため、防災無線、広報車を利用して情報提供等を実施。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況（3月28日までの報告）

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、口蹄疫を疑う異常がないことを確認している。

また、関係機関・団体等による防疫連絡会議の開催（延べ191回）、侵入防止、早期発見を確実にするため、口蹄疫についての知識の普及・啓発のための生産者向けチラシの配布等幅広い取り組みを実施している。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告等戸数 |
|-----|----------|----------|
| 乳用牛 | 2, 1 1 1 | 5, 3 6 4 |
| 肉用牛 | 5, 2 6 0 | 4, 4 2 8 |
| 豚 | 6 9 7 | 4 6 8 |
| めん羊 | 1 3 9 | 2 2 5 |
| その他 | 8 0 | 2 1 |

問い合わせ先

畜産局衛生課

内線：4 6 1 9

直通：3 5 0 2 - 8 3 8 8

担当：小倉、小野寺

平成12年3月29日
畜産局

輸入稲ワラ等の検疫強化について

- 1 口蹄疫の疑似患畜が確認された農場において、2月8日以降中国産麦ワラが飼料として給与されていたことが判明した。現時点では、当該中国産麦ワラの給与と今回の口蹄疫の疑似患畜の確認との因果関係は判明していないが、その可能性は否定できない。
- 2 また、昨28日、韓国が27日付で国際獣疫事務局（OIE）に対し、口蹄疫の疑似患畜の発生を通報したことを確認したので、同国を清浄国として扱うことができなくなった。
- 3 以上から、口蹄疫の侵入防止の徹底を図るため、口蹄疫の清浄地域以外の地域から輸入される稲ワラ、麦ワラ及び乾牧草（以下「稲ワラ等」という。）については、30日以降当分の間動物検疫の対象とする。
- 4 その場合、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫官による輸入検査を行い、必要に応じホルマリンガス消毒等の防疫措置を講じることとする。
- 5 また、既に輸入されているこれらの地域からの稲ワラ等については、飼料及び敷料として使用しないよう指導することとしている。

問い合わせ先
畜産局衛生課
内線：4629
直通：3591-6584
担当：守永、筒井

口蹄疫への対応について（第7報）

- 1 平成12年3月26日以降30日までに、口蹄疫の患畜・疑似患畜の新たな発生はない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県

29日までに立入検査345戸及び診療獣医師による報告等303戸について、いずれも異常なし。

なお、29日は移動制限地域内165戸、搬出制限地域内22戸及び疫学関連農家56戸の立入検査及び血清サーベイランス調査を実施。家畜導入元農場及び診療獣医師関連農場全戸の立入検査がなされている。
 - (2) 熊本県

29日までの立入検査889戸及び診療獣医師による報告等207戸について、いずれも異常なし。

なお、29日は搬出制限地域内の飼養農家を中心に190戸の立入検査及び血清サーベイランス調査を実施。
 - (3) 鹿児島県

29日までの立入検査454戸、診療獣医師による報告等334戸について、いずれも異常なし。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況（3月29日報告分）

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、口蹄疫を疑う異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 3,313 | 6,870 | 10,183 |
| 肉用牛 | 6,972 | 5,600 | 12,572 |
| 豚 | 1,103 | 687 | 1,790 |

○ お知らせ

(1) 一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の記者発表資料及び畜産局ホームページ(各部局庁のページの畜産局)等にも掲載されています。

(2) これまでの一連のプレスリリース

- ① 口蹄疫の疑似患畜について[3月25日]
- ② 口蹄疫の疑似患畜について(続報)[3月27日]
- ③ 韓国からの牛肉、豚肉等の輸入停止について[3月27日]
- ④ 台湾から輸入される稲ワラの検疫強化について[3月27日]
- ⑤ 口蹄疫への対応について(第5報)[3月29日]
- ⑥ 輸入稲ワラ等の検疫強化について[3月29日]

問い合わせ先

畜産局衛生課

内線：4619(代表3502-8111)

直通：3502-8388

担当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第8報）

- 1 平成12年3月26日以降現在までに、口蹄疫の患畜・疑似患畜の新たな発生はない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県

31日までの立入検査3,330戸及び診療獣医師による報告等434戸について、いずれも異常なし。

なお、31日は移動制限地域内988戸、搬出制限地域内884戸及び疫学関連農家2戸の立入検査及び血清サーベイランス調査を実施。

また、宮崎県内での防疫活動に協力するため、15府県から派遣された20名の家畜防疫員が4月2日から6日までの予定で防疫活動を開始している。
 - (2) 熊本県

31日までの立入検査855戸及び診療獣医師による報告等229戸について、いずれも異常なし。

なお、搬出制限地域内の全飼養農家の立入検査を終了し、引き続き血清サーベイランス調査を継続中、31日は搬出制限地域外の飼養農家40戸の立入検査及び血清サーベイランス調査を実施。
 - (3) 鹿児島県

31日までの立入検査502戸、診療獣医師による報告等1,364戸について、いずれも異常なし。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況（3月31日報告分）

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、口蹄疫を疑う異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|---------|---------|---------|
| 乳用牛 | 5, 128 | 12, 493 | 17, 621 |
| 肉用牛 | 10, 949 | 10, 227 | 21, 176 |
| 豚 | 1, 845 | 1, 122 | 2, 967 |

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の記者発表資料及び畜産局ホームページ（各部局庁のページの畜産局）等にも掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

内線：4619（代表3502-8111）

直通：3502-8388

担当：小倉、小野寺

口蹄疫の疑似患畜の確認について（第9報）

宮崎県の移動制限地域（20km圏内）において、口蹄疫の「疑似患畜」が新たに確認された。

今回の確認に伴い、20km圏内の移動制限の期間は、当分の間延長されることとなるが、移動制限地域の範囲並びに搬出制限地域（50km圏内）の範囲及び50km圏からの搬出制限の期間は変更されない。

1 発生場所

宮崎県高岡町に所在する肉用牛繁殖農家1戸（飼養頭数9頭）

2 確認の経過

- (1) 3月25日の宮崎市での口蹄疫の疑似患畜の確認を受けて、その発生原因究明のため、宮崎県が実施していた周辺農場、疫学関連農場（人や車の往来を介した関連のある農場）等3,330戸の調査の結果、3日午後1戸で確認されたもの。
- (2) 新たに確認された農場では、3月28日の立入検査で飼養牛に臨床的な異常は認められなかったものの、農林水産省家畜衛生試験場海外病研究部で血清検査をしたところ、4月1日、1頭に口蹄疫ウイルスの感染を示す抗体が検出された。
- (3) このため、4月2日に再度立入検査を実施し、あらためて血清検査を実施したところ、当該農場において9頭中6頭に抗体が認められたことから、これらすべての飼養牛は口蹄疫ウイルスに感染した疑いがある「疑似患畜」と診断された。

(4) なお、感染経路については、これまでの調査結果で宮崎市の疑似患畜確認農場を中心とした周辺農場への伝搬の形跡がないことから空気伝染は考えにくく、宮崎市の疑似患畜確認農場との間における人あるいは車等を介した伝播の可能性を中心に現在もなお調査中である。

3 当面の措置

- (1) 新たに確認された農場において、4月4日午前中に飼養牛9頭を疑似患畜として殺処分し、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等を実施。
- (2) なお、現在実施中の移動制限の期間については、今回新たに疑似患畜が確認されたことに伴い、その期間はさらに当分の間延長されることとなる。ただし移動制限地域（20 km圏内）の範囲並びに搬出制限地域（50 km圏内）の範囲及び期間については、①今回のケースが移動制限地域内での疑似患畜の確認であること、また、②これまでの調査結果から空気伝染は考えにくいこと等から、変更は行わない。

問い合わせ先
畜産局衛生課
内線：4628
(代表3502-8111)
直通：3591-6584
担当：吉村、小倉、筒井

口蹄疫への対応について（第10報）

- 1 4月3日に確認された「疑似患畜」については、4日午前中に当該農場の飼養牛全頭（9頭）が殺処分の上埋却された。畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等も完了し、昨日19時から行われていた半径50mの地域の通行遮断は本日解除された。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4月1日までの立入検査5,770戸及び診療獣医師による報告等434戸について、いずれも臨床的な異常を認めず。
なお、近隣農場、疫学関連農場あわせて205戸の全てについて立入検査を実施したほか、血清サーベイランス調査により採材された651検体について血清検査を実施中。血清検査の結果、現在のところ、4月3日に「疑似患畜」と診断された検体以外はすべて陰性。
 - (2) 熊本県
4月1日までの立入検査903戸及び診療獣医師による報告等363戸について、いずれも臨床的な異常を認めず。
なお、搬出制限地域内の全飼養農家について2回目の立入検査を実施中。
このほか、血清サーベイランス調査により採材された320検体について血清検査を実施中。現在のところすべて陰性。
 - (3) 鹿児島県
4月1日までの立入検査502戸、診療獣医師による報告等1,501戸について、いずれも臨床的な異常を認めず。このほか、血清サーベイランス調査により採材された324検体について血清検査を実施中。現在のところすべて陰性。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況
立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、臨床的に口蹄疫を疑う異常がないことを確認。このほか、血清サーベイランス調査により採材された2,442検体について血清検査を実施中。現在のところすべて陰性。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|---------|---------|---------|
| 乳用牛 | 5, 248 | 12, 869 | 18, 117 |
| 肉用牛 | 11, 101 | 10, 439 | 21, 540 |
| 豚 | 1, 861 | 1, 188 | 3, 049 |

注) 4月2日までの報告

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の記者発表資料及び畜産局ホームページ(各部局庁のページの畜産局)等にも掲載されています。

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">問い合わせ先 畜産局衛生課</p> <p>代 表：3502-8111 (内線4619)</p> <p>夜間直通：3502-8388</p> <p>担 当：小倉、小野寺</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

平成12年4月4日
農林水産省畜産局

宮崎市で確認された口蹄疫の疑似患畜のその後の検査について
(第11報)

- 1 3月25日に口蹄疫の疑似患畜とされた牛について、22日に実施したPCR検査で得られたウイルス遺伝子の断片を、農林水産省家畜衛生試験場において増幅し、その塩基配列を分析の上、配列データを、世界口蹄疫リファレンス研究所である英国家畜衛生研究所(英国、パーブライト)に送付して解析を進めてきた。
- 2 この結果、4月4日14時、英国家畜衛生研究所より、この塩基配列はアジア地域で分離されている口蹄疫ウイルスと近縁の新たな口蹄疫ウイルス株(O型/Miyazaki/JAP/2000株(仮称))のものである旨の回答があった。
- 3 この回答は、口蹄疫ウイルス感染について、ウイルスを分離したと同等の評価をすべき結果と位置づけられることから、宮崎市で疑似患畜と確認された牛は、口蹄疫ウイルスに感染した患畜であると確定した。
- 4 なお、現在、実施している家畜伝染病予防法に基づく防疫措置は、患畜である場合と同等の措置であるので、今回の検査結果により防疫措置が変更されることはない。

お問い合わせ先
畜産局 衛生課
代 表：3502-8111
(内線：4617)
夜間直通：3502-8388
担 当：筒井、小倉

平成12年4月6日18時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第12報）

1 平成12年4月4日以降現在までに、口蹄疫の患畜・疑似患畜の新たな発生はない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4月3日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約190戸を含む10,290戸の立入検査が実施され、いずれも臨床的な異常を認めず。

これにより、移動制限地域及び搬出制限地域内29市町村の牛飼養農場の立入検査をほぼ終了。

(2) 熊本県

4月3日までに954戸の立入検査と585戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。

なお、搬出制限地域内の全飼養農場について2回目の立入検査を実施中。

(3) 鹿児島県

4月3日までに558戸の立入検査と2,224戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、臨床的な異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 5,638 | 15,247 | 20,885 |
| 肉用牛 | 11,715 | 12,275 | 23,990 |
| 豚 | 1,989 | 1,392 | 3,381 |

注) 4月3日までの報告

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4月4日現在）

| | 検査済頭数 | 陽性頭数 |
|------|-------|------|
| 宮崎県 | 973 | 1* |
| 熊本県 | 0 | 0 |
| 鹿児島県 | 149 | 0 |
| その他 | 428 | 0 |
| 計 | 1,550 | 1 |

注) *4月3日に疑似患畜と診断。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の記者発表資料及び畜産局ホームページ（各部署のページの畜産局）等にも掲載されています。

| |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 代 表：3502-8111 （内線4619） 夜間直通：3502-8388 担 当：小倉、小野寺 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

平成12年4月7日14時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第13報）

1 平成12年4月4日以降現在までに、口蹄疫の患畜・疑似患畜の新たな発生はない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4月4日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約220戸を含む12,460戸の立入検査が実施され、いずれも臨床的な異常を認めず。

これにより、移動制限地域及び搬出制限地域内全市町村を含む33市町村の牛飼養農場の立入検査をほぼ終了。

(2) 熊本県

4月4日までに1,180戸の立入検査と617戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。

なお、搬出制限地域内の全飼養農場について2回目の立入検査を実施中。

(3) 鹿児島県

4月4日までに392戸の立入検査と2,611戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、臨床的な異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 6,412 | 18,569 | 24,981 |
| 肉用牛 | 12,613 | 13,881 | 26,494 |
| 豚 | 2,102 | 1,531 | 3,633 |

注) 4月4日までの報告

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清サーベイランス調査
検体の検査状況（4月5日現在速報値）

| | 検査済頭数 | 抗体陽性頭数 |
|------|-------|--------|
| 宮崎県 | 2,303 | 1* |
| 熊本県 | 103 | 0 |
| 鹿児島県 | 149 | 0 |
| その他 | 1,021 | 0 |
| 計 | 3,576 | 1 |

注) *この結果を受けて当該農場の全飼養牛（9頭）に対し再検査
を行ったところ9頭中6頭に抗体が認められたことから4月3日
に9頭全てを疑似患畜と診断。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の
記者発表資料及び畜産局ホームページ（各部局庁のページの畜産局）等にも
掲載されています。

| |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 代 表：3502-8111 （内線4619） 夜間直通：3502-8388 担 当：小倉、小野寺 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

口蹄疫の疑似患畜の確認について（第 1 4 報）

宮崎県の移動制限地域（20 km 圏内）において、口蹄疫の「疑似患畜」が新たに確認された。

今回の確認に伴い、20 km 圏内の移動制限の期間は、4 月 10 日から原則として 3 週間に延長されるが、移動制限地域の範囲は変更されない。

1 発生場所

宮崎県高岡町に所在する肉用牛繁殖農家（飼養頭数合計 16 頭）

2 確認の経過

- (1) 3 月 25 日の宮崎市での口蹄疫の発生及び 4 月 3 日の高岡町における疑似患畜の確認を受けて、発生原因の究明及び清浄度の確認のため実施中の血清サーベイランスの結果、9 日深夜確認されたもの。
- (2) 3 月 29 日に 2 頭から採血した血清を農林水産省家畜衛生試験場で検査をしたところ、2 頭とも口蹄疫ウイルスの感染を示す抗体の存在を疑う結果が得られたため、4 月 6 日に再度立入検査を実施し、あらためて 10 頭の血清検査を実施したところ、10 頭全てに抗体が認められたことから、当該農場のすべての飼養牛は口蹄疫ウイルスに感染した疑いがある「疑似患畜」と診断された。
- (3) 感染経路については、これまでの調査結果で 3 月 25 日の宮崎市の発生農場、4 月 3 日の高岡町の疑似患畜確認農場周辺の状況から空気伝染は考えにくく、これらの農場間における人あるいは車等を介した伝播の可能性を中心に引き続き調査中である。

3 当面の措置

- (1) 新たに疑似患畜が確認された農場を中心に、4月10日午前8時30分から半径50mの範囲を対象に通行遮断を実施。
- (2) 飼養牛16頭を疑似患畜として殺処分し、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等を実施。
- (3) なお、現在実施中の移動制限の期間については、今回新たに疑似患畜が確認されたことに伴い、その期間はさらに延長されることとなり、4月10日から原則として3週間となる。

ただし、移動制限地域（20km圏内）の範囲については、①今回のケースが移動制限地域内での疑似患畜の確認であること、また、②これまでの調査結果から空気伝染は考えにくいこと等から、変更は行わない。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関係情報」等にも掲載されています。

| |
|------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 内 線：4628 (代表3502-8111) 夜間直通：3591-6584 担 当：吉村、小倉 |
|------------------------------------------------------------------------------|

平成12年4月10日
畜産局衛生課

韓国からの牛肉、豚肉等の輸入禁止について（第15報）

- 1 今般、韓国において口蹄疫の発生があったことが公式に確認されたことから、我が国への口蹄疫の侵入防止を図るため、本日付けで家畜伝染病予防法施行規則を改正し、韓国を偶蹄類（牛、豚等）の動物及びその肉等の輸入禁止地域として指定した。
- 2 なお、韓国から輸入される牛肉、豚肉等については、同国において口蹄疫を疑う疾病の発生が認められたとの情報に基づき、3月27日以降これらに対する輸入検疫証明書の発行を停止し、事実上輸入を停止している。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」にも掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502-8111

（内線4619）

夜間直通：3502-8388

担 当：筒井、吉村

平成 12 年 4 月 11 日 17 時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第 16 報）

1 4 月 9 日に高岡町で確認された口蹄疫の「疑似患畜」16 頭については、10 日に全頭殺処分の上埋却され、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等が完了した後、10 日朝から行われていた当該農場から半径約 50 m の地域の通行遮断は 10 日夕方には解除された。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4 月 9 日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約 350 戸を含む 14,300 戸の立入検査が実施され、いずれも臨床的な異常を認めず。
なお、移動制限地域及び搬出制限地域内を含む全県下で牛飼養農場の立入検査を終了。

(2) 熊本県

4 月 9 日までに 2,236 戸の立入検査と 953 戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。
なお、搬出制限地域内の全飼養農場について 2 回目の立入検査を終了。

(3) 鹿児島県

4 月 9 日までに 1,184 戸の立入検査と 3,884 戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況

立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、臨床的な異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|-----------------|
| 乳用牛 | 8,396 | 23,391 | 31,787 (24,981) |
| 肉用牛 | 17,863 | 21,956 | 39,819 (26,494) |
| 豚 | 2,466 | 1,894 | 4,360 (3,633) |

注) 4 月 9 日までの数値、合計欄の () 内は 4 月 4 日までの数値

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況
(4月9日現在速報値)

| | 検査済検体数 |
|------|----------------|
| 宮崎県 | 11,139 (2,303) |
| 熊本県 | 103 (103) |
| 鹿児島県 | 314 (149) |
| その他 | 1,021 (1,021) |
| 計 | 12,577 (3,576) |

注) () 内の数値は4月5日までの数値

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 代 表：3502-8111 (内線4619) 夜間直通：3502-8388 担 当：小倉、小野寺 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

平成 12 年 4 月 12 日 19 時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第 17 報）

- 1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4 月 10 日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約 350 戸を含む 14,300 戸の立入検査が実施され、いずれも臨床的な異常を認めず。
 - (2) 熊本県
4 月 10 日までに 2,655 戸の立入検査と 1,521 戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。
なお、搬出制限地域内の全飼養農場について 2 回目の立入検査を実施中。
 - (3) 鹿児島県
4 月 10 日までに 1,970 戸の立入検査と 4,975 戸についての診療獣医師による報告がなされ、いずれも臨床的な異常を認めず。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況
立入検査・調査の実施状況は下表のとおりで、臨床的な異常がないことを確認。

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 8,666 | 24,301 | 32,967 |
| 肉用牛 | 18,383 | 23,767 | 42,150 |
| 豚 | 2,515 | 1,928 | 4,443 |

注) 4 月 10 日までの報告

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況
(4月10日現在速報値)

| | 送付検体数 | 検査済検体数 |
|------|--------|--------|
| 宮崎県 | 20,410 | 11,834 |
| 熊本県 | 428 | 103 |
| 鹿児島県 | 1,470 | 314 |
| その他 | 1,759 | 1,021 |
| 計 | 24,067 | 13,272 |

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 代 表：3502-8111 (内線4619) 夜間直通：3502-8388 担 当：小倉、小野寺 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

口蹄疫への対応について（第 18 報）

- 1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4 月 11 日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約 350 戸を含む 14,300 戸の立入検査を実施。
 - (2) 熊本県
4 月 11 日までに 3,415 戸の立入検査が実施され、1,735 戸について診療獣医師による報告があった。
なお、搬出制限地域内の全飼養農場について 2 回目の立入検査を終了。
 - (3) 鹿児島県
4 月 11 日までに 2,886 戸の立入検査が実施され、5,791 戸について診療獣医師による報告があった。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況（4 月 11 日までの報告）

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 9,202 | 26,943 | 36,145 |
| 肉用牛 | 20,029 | 25,537 | 45,566 |
| 豚 | 2,625 | 2,099 | 4,724 |

- 4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4 月 12 日現在速報値）

| | 受入検体数 | 検査済検体数 |
|------|--------|--------|
| 宮崎県 | 20,984 | 16,919 |
| 熊本県 | 2,303 | 232 |
| 鹿児島県 | 3,245 | 446 |
| その他 | 4,827 | 1,463 |
| 計 | 31,359 | 19,598 |

- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| | |
|------------------|--------------------------|
| 問い合わせ先 畜産局衛生課 | |
| 代 表 | : 3502-8111 (内線 4619) |
| 夜間直通 | : 3502-8388 |
| 担 当 | : 小倉、小野寺 |

口蹄疫への対応について（第 19 報）

1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4 月 12 日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約 350 戸を含む 14, 300 戸の立入検査を終了。

(2) 熊本県

4 月 12 日までに 4, 138 戸の立入検査が実施され、1, 746 戸について診療獣医師による報告があった。

(3) 鹿児島県

4 月 12 日までに 3, 723 戸の立入検査が実施され、6, 539 戸について診療獣医師による報告があった。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況(4月12日までの報告)

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|---------|---------|---------|
| 乳用牛 | 9, 374 | 27, 595 | 36, 969 |
| 肉用牛 | 20, 783 | 26, 229 | 47, 012 |
| 豚 | 2, 654 | 2, 179 | 4, 833 |

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況(4月13日現在速報値)

| | 受入検体数 | 検査済検体数 |
|------|---------|---------|
| 宮崎県 | 20, 984 | 19, 852 |
| 熊本県 | 2, 303 | 232 |
| 鹿児島県 | 3, 245 | 446 |
| その他 | 4, 827 | 1, 463 |
| 計 | 31, 359 | 21, 993 |

5 搬出制限の期間の延長について

3 月 25 日の宮崎市における口蹄疫の発生に伴い設定されている「搬出制限地域」(発生農場から半径 20 km ~ 50 km の地域)において実施されている搬出制限等の実施期間については、原則 3 週間とされていたが、清浄性の確認のための抗体検査等に更に時間を要することから、当初想定していた 4 月 15 日より数日間ズレ込む見込みである。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 問い合わせ先 | |
| 畜産局衛生課 | |
| 代 表 | : 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (内線 4 6 1 9) |
| 夜間直通 | : 3 5 0 2 - 8 3 8 8 |
| 担 当 | : 小倉、小野寺 |

プレスリリース

平成 12 年 4 月 14 日 22 時
農 林 水 産 省 畜 産 局

4 月 9 日に確認された口蹄疫の疑似患畜のその後の検査について
(第 20 報)

- 1 4 月 9 日に宮崎県高岡町で確認された口蹄疫の「疑似患畜」について、農林水産省家畜衛生試験場において採取材料を用いた各種検査を実施しているところであるが、本日口蹄疫ウイルスが分離・確認された。(これまでの 3 件について、初めてのウイルスの確認となる。)
- 2 これにより、4 月 9 日に確認された疑似患畜 16 頭のうち抗体検査で陽性が確認されていた 10 頭については「患畜」として取り扱うこととする。
- 3 なお、分離されたウイルスについては、今後、農林水産省家畜衛生試験場において、英国家畜衛生研究所(世界口蹄疫レファレンス研究所)の協力も得て、その性状、病性等について解明していくこととしている。
- 4 また、3 月 25 日以降実施している家畜伝染病予防法に基づく防疫措置(移動制限及び搬出制限の地域の範囲、措置等)は患畜である場合と同等の措置であるので、今回の結果により変更されない。

(参考)

| | | | | | |
|----------|-----|-----|------|------------------|---------------------------|
| 3 月 25 日 | 宮崎市 | 1 戸 | 10 頭 | 患畜 | (4 月 4 日に疑似患畜から変更) |
| 4 月 3 日 | 高岡町 | 1 戸 | 9 頭 | 疑似患畜 | |
| 4 月 9 日 | 高岡町 | 1 戸 | 16 頭 | 患畜 10 頭、疑似患畜 6 頭 | (4 月 14 日に 10 頭が疑似患畜から変更) |

| | |
|---------|-------------------|
| お問い合わせ先 | |
| 畜産局 衛生課 | |
| 代 表 : | 3 5 0 2 - 8 1 1 1 |
| | (内線 : 4 6 1 7) |
| 夜間直通 : | 3 5 0 2 - 8 3 8 8 |
| 担 当 : | 小倉、小野寺 |

口蹄疫への対応について（第 2 1 報）

1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4 月 13 日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約 450 戸を含む 14,308 戸の立入検査を終了。

(2) 熊本県

4 月 13 日までに 4,138 戸の立入検査が実施され、1,746 戸について診療獣医師による報告があった。

(3) 鹿児島県

4 月 13 日までに 3,825 戸の立入検査が実施され、6,863 戸について診療獣医師による報告があった。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況（4 月 13 日までの報告）

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 9,873 | 29,624 | 39,497 |
| 肉用牛 | 22,062 | 28,027 | 50,089 |
| 豚 | 2,792 | 2,282 | 5,074 |

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4 月 14 日現在速報値）

| | 受入検体数 | 検査済検体数 |
|------|--------|--------|
| 宮崎県 | 20,984 | 20,481 |
| 熊本県 | 2,303 | 232 |
| 鹿児島県 | 3,245 | 1,290 |
| その他 | 4,827 | 1,909 |
| 計 | 31,359 | 23,912 |

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| | |
|--------|--------------------------|
| 問い合わせ先 | |
| 畜産局衛生課 | |
| 代 表 | : 3502-8111 (内線 4619) |
| 夜間直通 | : 3502-8388 |
| 担 当 | : 小倉、小野寺 |

口蹄疫への対応について（第22報）

1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況

(1) 宮崎県

4月15日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約450戸を含む14,308戸の立入検査を終了。

(2) 熊本県

4月15日までに5,046戸の立入検査が実施され、1,945戸について診療獣医師による報告があった。

(3) 鹿児島県

4月15日までに3,904戸の立入検査が実施され、7,363戸について診療獣医師による報告があった。

3 その他の都道府県での立入検査等の状況(4月15日までの報告)

| 畜種 | 立入検査戸数 | 獣医師報告戸数 | 合計 |
|-----|--------|---------|--------|
| 乳用牛 | 10,201 | 30,895 | 41,096 |
| 肉用牛 | 23,157 | 30,314 | 53,471 |
| 豚 | 2,910 | 2,367 | 5,277 |

4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況(4月15日現在速報値)

| | 受入検体数 | 検査済検体数 |
|------|--------|--------|
| 宮崎県 | 20,991 | 20,991 |
| 熊本県 | 2,397 | 1,300 |
| 鹿児島県 | 3,997 | 3,997 |
| その他 | 7,935 | 3,793 |
| 計 | 35,320 | 30,081 |

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

| | |
|--------|-------------|
| 問い合わせ先 | |
| 畜産局衛生課 | |
| 代 表 | : 3502-8111 |
| | (内線4619) |
| 夜間直通 | : 3502-8388 |
| 担 当 | : 小倉、小野寺 |